

**注意！**

■この記事は発行年月日時点の内容のまま公開していますので、ご覧になった時点の法規制(農業使用基準等)等に適合しなくなった内容を含む可能性がありますから、利用にあたってはご注意ください。

|   |  |    |                      |
|---|--|----|----------------------|
| 区分  | 事例・アドバイス                                     | 対象 | 酪農経営・肉用牛繁殖経営・肉用牛肥育経営 |
| タイトル  | 消費税の税額計算については、手間がかかりますが「一般課税」も検討してはいかがでしょうか？ |    |                      |
| <b>【概要】</b> 消費税の税額計算における「簡易課税」制度は、計算も楽ですが、いかなる場合も（経営が赤字であっても）売り上げがある限り、消費税を支払うことになります。<br>一方、「一般課税」制度を適用した場合、消費税の受け払いに応じた金額を支払うこととなる事に加え、機械や家畜の導入などを行った場合や、収支状況により、払った消費税額が受け取った消費税額を上回る場合などは、消費税が戻ってくることもあります。 |  |    |                      |

**【内容】**

○簡易課税制度の概要 <http://www.nta.go.jp/taxanswer/shohi/6505.htm> より引用

消費税の納付税額は、通常は次のように計算します。（課税売上高）×4%－（課税仕入高）×4%

しかし、その課税期間の前々年又は前々事業年度の課税売上高が5千万円以下で、簡易課税制度の適用を受ける旨の届出書を事前に提出している事業者は、実際の課税仕入れ等の税額を計算することなく、課税売上高から仕入控除税額の計算を行うことができる簡易課税制度の適用を受けることができます。

この制度は、仕入控除税額を課税売上高に対する税額の一定割合とするというものです。

=====

農業のみなし仕入額は、「70%」です。

つまり、「簡易課税」方式の場合、売り上げ額がある限り（課税売上高）、その30%は儲かった、と見なされて、その4%（消費税）＋1%（地方消費税）を消費税として支払う必要があります。**つまり、簡易課税制度の場合、売上だけから消費税額を決定するため、経営が苦しい場合や家畜・機械等を導入した場合にも消費税は支払わなくてはならないのです。機械等の導入により、多額の消費税を納付した場合など、一般課税では消費税が還付される場合にも、簡易課税制度では支払う必要があります。**

課税売上高＝「乳代・子牛売り上げ・肉牛売上・堆肥販売」などから、委託販売としての経費（全農県本部実費・市場・全農・農協手数料など）を差し引いたもの

○一般課税制度

消費税額は、（課税売上高）×4%－（課税仕入高）×4%として計算します。受け取った消費税額と支払った消費税額の差額を納付することとなります（原則として損得無し）。

しかし、収入の落ち込みや、費用の上昇により、所得率が低下した場合や、課税売上高よりも課税仕入高が上回ってしまった場合のほか、固定資産（家畜・機械・建物など）の取得を行った場合、課税仕入高はアップし、納付すべき消費税額は少なくなる他、この結果がマイナスとなる場合には、消費税が還付となります。課税の対象となる売上・費用で計算し、所得率が30%未満となる場合に、有利です。

**【効果】**

**事例** 経産牛50頭 年間売上 3,500万円（生乳 3,200万円 子牛売り上げ 200万円 成牛売上 100万円） 委託販売手数料 500万円

簡易課税方式 （3,500万円－500万円）×30%×5%＝45万円 （実際の納付額 360,000円）

一般課税方式（仮受消費税と仮払消費税の差額から算出した場合） 1,889,000-1,843,000＝46,000円  
その差 314,000円！！！！（一般課税方式の方がお得！！）

## 【留意事項】

- (1) 消費税の課税対象とならない、「雇人費」などを除外して計算する必要があります。従って、雇用を多く使うなど、雇人費などの消費税課税対象外費用が多く、それを除外した場合の所得率が高い場合など、簡易課税の方が有利な場合もありますので、良く検討しましょう。なお、消費税については、棚卸し・減価償却をせず、単年度で計算します。
- (2) 簡易課税制度の適用をとりやめて実額による仕入税額の控除を行う場合には、原則として、やめようとする課税期間の開始の日の前日までに「消費税簡易課税制度選択不適用届出書」を提出する必要があります、とりやめる課税期間の初日から課税仕入れ関係の帳簿及び請求書などを保存することが必要です。  
また、「消費税簡易課税制度選択届出書」を提出した事業者は、原則として、2年間は実額計算による仕入税額の控除（＝一般課税）に変更することはできません。
- (3) 記帳については、税込み経理方式・税抜き経理方式のどちらでも大丈夫です。
- (4) 課税売上 5,000 万円以上の場合は、一般課税が選択されています（簡易課税を選択することのできる課税売上上限が 5,000 万円です）。
- (5) 詳しくは、最寄りの J A 等申告担当者にご相談下さい。

## 消費税簡易課税制度選択不適用届出書

|  |                   |   |   |   |   |
|--|-------------------|---|---|---|---|
| <div style="border: 1px dashed black; border-radius: 50%; width: 40px; height: 40px; margin: 0 auto; display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> <span style="font-size: 10px;">収受印</span> </div> |                   | 平成 年 月 日<br><br><br><br><br><br><br><br><br><br>税務署長殿 | 届<br><br><br><br><br><br><br><br><br><br>出<br><br><br><br><br><br><br><br><br><br>者 | (フリガナ)<br>.....<br>(〒 - )<br><br>納 税 地<br><br>.....<br>(電話番号 - - )<br><br>(フリガナ)<br>.....<br>氏 名 又 は<br>名 称 及 び<br>代 表 者 氏 名<br><br>..... | 印 |
| 下記のとおり、簡易課税制度をやめたいので、消費税法第37条第2項の規定により届出します。   |                   |   |   |   |   |
| ①  | この届出の適用<br>開始課税期間 | 自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日                                 |   |   |   |
| ②  | ①の基準期間            | 自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日                                 |   |   |   |
| ③  | ②の課税売上高           | ..... 円   |   |   |   |
| 簡易課税制度の<br>適用開始日   |                   | 平成 年 月 日  |   |   |   |
| 事業を廃止した<br>場合の廃止した日  |                   | 平成 年 月 日  |   |   |   |
| 参 考 事 項  |                   |   |   |   |   |
| 税 理 士 署 名 押 印  |                   | ..... 印<br>(電話番号 - - )                                |   |   |   |

|                               |       |       |      |       |      |       |
|-------------------------------|-------|-------|------|-------|------|-------|
| <b>※<br/>税務署<br/>処理<br/>欄</b> | 整理番号  |       | 部門番号 |       |      |       |
|                               | 届出年月日 | 年 月 日 | 入力処理 | 年 月 日 | 台帳整理 | 年 月 日 |
|                               | 通信日付印 | 年 月 日 | 確認印  |       |      |       |

- 注意 1. 裏面の記載要領等に留意の上、記載してください。  
 2. ※印欄は、記載しないでください。